

## 規約および諸規程の一部改正（案）

### 1. 改正の趣旨・内容

- 令和 2 年度第 3 次補正予算において「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」が措置され、都道府県農業再生協議会が事業実施主体として位置づけられたため、これに関連する規約・規程を改正する。

### 2. 具体的改正内容

- 規約等の以下条項に「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」にかかる事項を追加する。

(1) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約

第 7 章 会計（資金）

第 26 条（2）新市場開拓に向けた水田リノベーション事業補助金

(2) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程

（事務処理体制）第 3 条 同表 福島県、福島県農業協同組合中央会の項

(3) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程

（適用範囲）第 2 条

（会計区分）第 4 条

（会計責任者）第 8 条 2 同表

### 3. 新旧対照表

- 別添のとおり。

### 4. その他

- 規約・規程の改正は、改正（案）議決の日から施行する。

以上

### <参考資料>

- 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業のうち実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業業務方法書（案）